

猪瀬直樹氏提出資料

協定を締結するにあたって

2006年3月17日

猪瀬直樹

道路公団民営化は単なる6つの民間企業への転換ではなく特殊法人改革でもある。

よって民間企業が負う情報公開のレベルに加え、公団時代のレベルを最低限として改革度合いが、株主である国民によりわかりやすくなるように示していかなければいけない。

協定を締結する機構および民営化各社にあつては情報公開について国民に説明責任を果たすことを明確にしていきたい。

■ 協定締結にあたっては国土交通省・機構・民営化各社は、以下の事項を明示して毎年度の決算時期に公表することを確約すること

- ・ 旧公団単位での機構と会社をあわせた債務残高
- ・ 路線ごとの収支状況
- ・ 維持管理（料金収受、交通管理、道路修繕、清掃、植栽、保守・点検、交通規制、氷雪対策など）の頻度・水準とコスト削減状況
- ・ ファミリー企業については最低でも公団時代の行政コスト計算書上で公開されたレベルの確実な情報公開とともに、再編の進捗状況および新規参入の状況
- ・ 新たに設立される子会社・関連会社についてはその代表者や取締役の状況も含め最低限行政コスト計算書レベルの情報公開
- ・ 新設区間の建設予定額と実際の建設費、計画管理費と実際の管理費（上記同様の維持管理の頻度・水準）
- ・ 一般管理費の水準と削減状況（とくに役員報酬、職員の平均給与など給与関係費とラスパイレス指数の推移）
- ・ 鋼鉄製橋梁、PC橋梁、トンネル、土木工事、舗装改良工事、電気工事、塗装工事、造園工事、遮音壁工事、標識工事など主な工種における工事件数、発注額、落札率
- ・ 資産処分の進捗状況

民営化関係法案に対する衆議院国土交通委員会附帯決議（2004. 4. 23）より

六 新会社は、高い公共性を有する高速道路の建設・管理を行うことにかんがみ、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に準じ、国民に対して、その経営状況、財務状況等について積極的に情報の開示を行うとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の適切な運用を通じ、新会社の経営内容の透明性の確保に努めること。

民営化関係法案に対する参議院国土交通委員会附帯決議（2004. 6. 1）より

四 機構及び会社の債務保証等については国会の議決が行われることにかんがみ、その経営状況、財務状況及び債務の返済状況等について、機構及び会社ごとに毎年度、国民に分かりやすく公表すること。

道路資産評価・会計基準検討会（黒川委員会）最終報告（2005. 3. 28）より
～情報公開関係部分抜粋～

V. 民営化後の会計基準の骨子

2. 会計情報の開示（ディスクロージャー）の骨子

（1）会計情報の開示（ディスクロージャー）の基本方針

機構及び会社は、それぞれ独立行政法人会計基準または企業会計の諸基準により開示を求められる情報のみならず、第159回国会・衆議院国土交通委員会における附帯決議等を踏まえ、国民に対してその経営状況、財務状況等について、これまで道路関係四公団が開示してきた内容以上の情報を積極的に開示することとします。また、子会社・関連会社等のディスクロージャー等、民営化することで、現行のディスクロージャーが後退することがないようにします。

（2）開示事項

①機構は、法定の開示事項に加え、道路資産の保有・貸付の実態や債務の返済状況について開示することとします。

例）路線別の道路資産額

貸付料の徴収状況

返済計画と実績の対比 等

②会社は、法定の開示事項に加え、道路の料金設定の合理性、高速道路事業の採算性及び経営の合理性について開示することとします。

例）コスト削減計画とその実施状況

路線別の収入と管理費

年度毎の維持管理計画

子会社・関連会社等の経営に関する情報

新たなSA/PAの設置の情報 等

③なお、公団時代の経営状況との比較が可能となる等、機構と会社を合わせた会計情報についても、積極的に開示できるようにします。

（5）子会社・関連会社等の情報開示

道路関係四公団には、出資関係のない多数の関連会社等があり、現在これらの会社に関する情報が開示されています。民間会社になるとは言え、国民の財産である高速道路の運営を担う会社の関連会社等について、引き続き現在と同等以上の情報が開示されるようにします。

具体的には、道路関係四公団が連結行政コスト計算書で開示している子会社等の財務情報は、会社において同様に開示することとします。また、関連公益法人についての情報も少なくとも現行の開示水準から後退しないこととします。